

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 130 号） (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(許可の基準)</p> <p>第 8 条 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 小規模特定事業に用いる土砂等が改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理したものをいう。）でないこと。</u></p> <p><u>(8) 小規模特定事業に用いる土砂等の発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 2 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 5 号、第 7 号及び第 8 号</u>の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第 8 条 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 2 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 3 号まで<u>及び第 5 号</u> _____の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>